

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する審査会合への対応について(大飯発電所3, 4号機)」
2. 日時：令和3年8月26日(木) 13時05分～14時00分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室(一部TV会議システムを利用)
4. 出席者(※・・・TV会議システムによる出席)  
原子力規制庁：  
(新基準適合性審査チーム)  
関企画調査官、鈴木主任安全審査官※、畠山安全審査官※、  
岩野審査チーム員  
原子力規制企画課 火災対策室  
守谷火災対策室長、田邊係長  
  
関西電力株式会社：  
原子力事業本部 保修管理グループ マネジャー※ 他9名※
5. 自動文字起こし結果  
別紙のとおり  
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
6. その他  
提出資料：なし

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	規制庁の伊ワノです。それではですね、本日の審査会合等で考えと火災感知器等に係る審査会合のランパート始めたいと思います。それでは、関西電力の方からですね、本日の審査会合での指摘のポイントとかですね、受けとめと説明してください。
0:00:31	はい、関西電力原子力事業本部でございます。本日の公開会合で行っていただきましたコメント等ですね、一番もとの一番いいものでこちらでおまとめしておりますので、そちらについて共有させていただいてもよろしいでしょうか。
0:00:50	規制庁の今野です。お願いします。
0:00:52	はい。
0:00:53	それでは画面共有させていただきますので、画面のほうを御確認ください。
0:01:03	はい。
0:01:04	関西電力ウシジマでございます。ただ今画面共有させていただきましたが御確認いただけますでしょうか。
0:01:15	ここ、
0:01:15	規制庁の今野です。もう少しちょっと拡大とかしていただいてもよろしいでしょうか。
0:01:24	いかがでしょうか。
0:01:28	規制庁の伊ワノです。ありがとうございます。ではお願いします。
0:01:32	はい。本日ありがとうございましたウシジマでございます。ちょうどしましたコメントを列記させていただいております。まずコメントの矢羽でAと記載しておりますけれども、上から三つ目の矢羽はですね、私どもの受けとめとしては、
0:01:49	5 ページに書いてあることで当火砕の影響を限定できるというところに繋がるところについてですね、記載を整合とる充実を図るということと承知をしております。一つ目の矢羽のところは、
0:02:05	ページ以降のところの安全停止の機器とBの放射線物質の貯蔵閉じ込めの機器でこれについてですね、ちょっと簿の当面する観点と異なるといったところの記載もあったわけなんですけど、そこをですね、具体的に
0:02:23	設計方針としてはどうなのかといったところの議論があったと承知しております。口頭の補足等ではですね、そのエリアの中においてもですね、極力その提供現設備をに考えているとか言ったところを補わさせていただきましたが、
0:02:41	今の書き物としてはですね、整備外に対する影響を限定するというところの緑の記載となっているところですね、そこをとも記載を自立ということで考えております。あとモリヤ様からもありました。それと営業早期感知するのではなくって火災を早期からすんだよねと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:01	一家ところもありましたので、その辺り設計を整合とって設計方針として見直したいと思いますので、2 番目の話は、矢羽のところはですね、仮にそれで火砕流が原因で機能喪失したという場合の話なんですが、
0:03:17	それは後ろの準備って何者でもですね例示的に問題ないということに記載はしているんですけども、その辺り設計方針としてはですね、組み込んで記載スズキじゃないかという御指導がありました。そのあたりどこまで書けるかというところではありますけれども、検討が必要かということに考え、
0:03:37	と思います。ただ、審査会合の席上の議論の中ではですね、その後ろに控えている設計がどうこういう設計で対応はできてるのでということですね、私も説明をいたしました、やはり今回の主眼となるところがですね。
0:03:56	早期感知影響限定するということでもありますので、この機能喪失して問題ないということについてですね、そこまで書くのかということにはちょっと検討が必要と考えております 2 番目の矢羽が、以上でございます。
0:04:11	三番目の矢羽です、三番目の矢羽のところはですね、基準で書いてある機器に対する火災に影響を限定するという本来の記載の趣旨と、私たちがその 5 ページの 2 のポツのところですね、エリア外にでも影響を限定するということで、
0:04:29	対応方針というんですかね、そういったところを記載してるんでちょっとそこが別途意図は税的ではないかということで、設計目標の書き方として、ここはより設計目標をブレイクしていくところなんで。
0:04:45	具体的な記載とすると、そういったやりとりがあったと理解します。以上三つがですね、火災の影響を限定する早期感知すると、お金が仮に機能喪失したとしてもいかがかということに関するやりとりだったと認識しております。
0:05:03	続きまして、次の矢羽根が二つあります、この次の矢羽の二つはですね、感知器がちゃんとダクトでもええと感知ができるよねということに関するやりとりで同じ区域になるってということについて、口頭で補足しましたが、そうだ工程性を確認できるようなところ。
0:05:23	あとで風速がすいません風速については、通じの表現もございましたが、ここでは割愛いたしますけれども、そういったメーカーの確認結果よりもですね、早いということについて、関係してできるということは問題ないないということがいえるかということ。
0:05:42	ここについての資料充実ということを求められたらこの 2 点が感知器関係、感知器の性能に関するところと理解しております。
0:05:52	続きまして、下の二つです。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:55	シンプル配管室での火災を想定した場合に、まず煙が先行してループ数に流れていって、ループで感知できるという位置た場合にでもループ室には、安全上重要な機器、安全停止機器がありますので、
0:06:12	それが問題ないということを資料の設定と1-2 なりでは御説明しましたが、そういったところがポイントとして、1-1にも盛り込むということであると、そのループ室側のほうで煙を感知するとした場合にそれがループ室の火災なのか、シンプルからずっと
0:06:32	流れてきた火災なのかといったことについてはいかがかと識別区別についてはどう考えるかというやりとりがありました。で、これは私ども、今、江藤間地域のですね、設計の見方としてループとシンプル配管室と分けて、
0:06:48	シンプル配管室の中がですね設置できないというところですね、こういった説明をしておりますが、ここについて、再度コメントいただいたというふうに周知理解をしております。
0:07:02	あとすみませんセキさんからですね、今までの経理、検討経緯、コメント経緯を含めてですね、ちゃんとし経緯が資料でわかるようにというご指導もいただいておりますが、ちょっとここにはかけておりませんけれどもそれらは、
0:07:18	資料の中できちんと反映していくということで承知しております。
0:07:24	私ウシジマからは以上でございます。不足の点等あれば、よろしく願います。
0:07:33	すみません。
0:07:34	あ、ごめんなさいえっと、今 11 ページをここで者の止まってしまいました。大変失礼いたしました。2 ページ目も引き続きこうございますのでご確認ください。
0:07:46	はい、2 ページ目でございます。大変失礼をいたしました。
0:07:49	それと 2 ページ目のところなんですけれども、抗力エリアについても 90 エリアと同じ整理とすることというところでございます。これにつきましてはちょっと会合の段階ではですね、10 年の再稼働のスズキのための設置許可工認の際の説明などはさせていただきました。
0:08:09	しかしながらはモリヤ市長様からだ点等についてもですね、放射性物質を内包するというよりは貯蔵するというものと考えてという御発言もありましたので、この辺りについては基準の解釈論として、
0:08:28	ちょっと議論になるところなのかなというふうに私どもは受けとめました、ちょっとここはまたやりとりがあるのかと承知しております。
0:08:37	次の点です。これはスズキ様よりですね、私どもの書いてある点について 12 ページのところ、それとか換気空調換気空調の時価すみません誤記がござ

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	いまして失礼しました、換気空調についてですね、郵送フィルタはないんだけど、極洋で問題ないといえるかというところがちょっと
0:08:57	そこはいかがかといったところであります。ちょっとすみませんここについては記載が適切でなかったかと思しますので、この辺り再考したいと考えております。これは先ほどのですねと一番 2 番目にあつたご質問の
0:09:13	要は火災を想定して、それで放射性物質が漏えいへ閉じ込めというところがですね、繋がっていたときにどうかというところの議論でもありますので、その辺りをどこまで設計方針として書くのかと言ったところ、あわせて検討する必要があると理解しております。
0:09:32	最後がすみません。先ほど関沢からのコメントで私が言葉で補足した点で、過去の例えばB廃棄物のドラム缶の届けて角形設置できるようになった経緯があるとか、
0:09:47	そういったこともあるので、その辺りがわかるような資料で主反映することということで承りました。
0:09:54	以上でございます。不足の点修正すべき点があれば、よろしく申し上げます。
0:10:07	規制庁のイワノです。ちょっとドレス幾つかちょっと確認させてもらいたいんですけども、1 ページ目の方をお願いします。
0:10:16	1 ページ目の所でですね、
0:10:19	という設計方針の整理をした後に、
0:10:26	AとBのエリアの設計方針を整理した後に、全体の設計方針、四角囲いのところの設計方針の部分にも反映してくださいということと合わせて 6 ページの観点にのところにも入ってくると思うので、そこについても反映させてくださいって言っていたんですけど、その内容入ってますでしょうか。
0:10:51	関西お尻までございます。今は 1 番目のところについておっしゃっている通り開始しました。はい、ちょっとBのところについて、今の時際はですね、四角囲みのところに反映した上で、
0:11:08	今関係のページで観点 12 という確認項目でやってるんだけど、それに合わせての観点がいるわけではないかということかと思っております。この点についてはセキ様からもご発言あつたかと思うんですが、影響限定するっていう意味合いも含めてですね。
0:11:28	この関連としてさらにプラッツ部ことがあるのかと言ったところに関わるコメントであつたかなと、そのような理解をしております。
0:11:39	規制庁のイワノです。はい。それではお願いします。それから、一応念のため確認なんですけど矢羽の四つ上から四つ目のところの同じ、同じ雰囲気になることの確認ができることについてなんですけど、これは技術的な根拠。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:57	っていう意味で、説明してくださいっていうふうにお願いしてますんでその理解は共通だと思ってよろしいですかこの妥当性が確認できるっていうのは、技術的な根拠。
0:12:07	がわかる資料が出てくると思ってよろしいですか。
0:12:15	はい、関西電力原子力事業本部の武田でございます。もうやっぱり四つめの管理手法に関わるところですけれども、妥当性確認できる資料ということで、ここで確認なんですけれども、
0:12:30	審査会合の場では客観的なというふうな表現されてましたけれども、今、これご確認技術的な根拠と、そういったところで、下の層のところが我々もその理解なんですけれども、これまでヒアリング等でも説明してきました。
0:12:50	メーカーのほうの試験結果であったりとか、あと、一般的に公開されているその火災の性質といったところで情報による数値等論文等の案に記載されている。機器の自立のところ、そういったところを情報収集して整理した上で、
0:13:09	これまで具体的な説明に進んできたものではございますが、そういったところの記載を
0:13:21	資料のほうに記載の反映するというふうに今考えてはございます。
0:13:27	これ、
0:13:28	では即して、さらにといったようなところなのか、これまで説明してきたところを整理してきたところのところ記載するといった個別の技術的な根拠としてただけるのかといったところだけちょっと確認させていただきます。
0:13:46	すいませんが火災室のモリヤです。今御説明いただいたような内容を想定はしているんですけれども例えばもうそのタンクのある部屋の空気の雰囲気はダクトの中と同じ雰囲気になるということ口頭で御説明を何度かもわかりいただいているんですけれども、
0:14:05	例えば9教科書的なものでも構わないんですけれども、こういう状態だったら当然にダクトの中でも同じ雰囲気になりますっていうことがわかるようなもの、関西電力がこう持ってるっていうことじゃなくて、何か
0:14:23	第三者がそれを微小してるとか、もしくは関西電力がそれを実験して確認したとか、そういうようなものを
0:14:35	資料として整えていただきたいという趣旨でございます。以上です。
0:14:40	関西電力原子力事業本部の武田でございます。されて層理出しました。ありがとうございました。
0:14:50	すいません。今のお話ですけれどもオブ五つ目の矢羽に関しても
0:14:57	開発記載でしていただいているので多分御理解いただいていると思いますけれども同じような名何らかのまで口頭で御説明いただいておりますけれどもそういう

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ものをちゃんと資料として整えていただきたいという趣旨でございますが、お願いします。
0:15:16	五つ目のすいません関西電力原子力事業本部タケダです。時繁が矢羽の点につきましても最初いたしました。ありがとうございます。
0:15:31	。
0:15:33	。
0:15:42	今の通所お待ちください。
0:15:45	差っていうの中でどう整理するのかっていうところ。
0:15:50	だと考えているんですよね。それに対して関西電力は、
0:15:54	このページの手前のところも、
0:15:59	どこだっけ。
0:16:04	23 ページ目ぐらいで完治機能設計容器以外は変えませんっていうふうに言ってるんですけども、そこの関係。
0:16:17	定義
0:16:20	を使って
0:16:23	すると、説明すると同様な形になるんですかね。
0:16:28	はい。
0:16:31	はい、関西電力ウシジマでございます。今セキ様がおっしゃっていただいた点がですね、私どもも設計目標として見解がもし膨らみますとするとときに悩ましい点だというふうに思っておった点でございます。
0:16:46	今、十分な保安水準の定義に用いて引っ張ってきたところはですね、4 ページの基準の記載にもありましたように、2 ポツ 2 ポツ 1 の基金に対する影響を限定して感知及び消火を行える設計であることということで、影響限定するために、
0:17:04	そのための方法として、まずは早期の感知ができて、それをトリガーに消火ができると加えて、それと影響を限定と設いろいろルートは残した方にはその後ろにですね、それで先ほどちょっと私ども補足で用いたような壁によって、例えば
0:17:23	放射性物質が閉じ込め意見するられるだ状態があるとかそういったところが後ろに繋がってくる話にはなるのですが、産経で今、セキ様がおっしゃっていただいたようにですね、今回、設計としてバックフィットに対してですね。
0:17:40	見直しを要する点をとらえておりますところは、感知器の設計要件のところについて網羅的な配置ができていくかということについての見直しということでございます。ですので、この 3 ページの下の箱の中にですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:58	ちょっと書かせていただいたのは、今 2 ポツ 2 ポツ 1 で引っ張ってきた十分な保安水準の中の内ですね、早期感知というところについて網羅的に感知が早期感知が達成できるかということについて、設計目標確かに展開しておりますが、その後ろに続く
0:18:18	評価であったり、或いはプラント設計でもってきちんと放射性物質がやっぱりA棟数系外に整えな流れに留まると一貫確認についてはですね、その従前の設計まで担保されているところであると。
0:18:35	ちょっと 3 ページに来※タイトがそういったところであります。しかるに今 5 ページから 6 ページにですね、設計目標の設定というところで展開させていただいたのは、火災感知器の選定と配置設計と感知に係る技術的評価というところにですね。
0:18:54	確認対象を設定させていただいて展開させていただいたというのが今回の展開した考え方でございました。以上です。
0:19:08	はい。
0:19:11	はい。規制庁の関です。やっぱり今主旨今おっしゃられていることで、結構深い深いところに入っていて、エルナーっていう気が私自身はしています。
0:19:26	一定、
0:19:28	もう
0:19:30	やはりちょっと盛り盛り変えてくださいっていうことを指摘したわけではないということだけちょっとあのわかっていただきたくて、
0:19:41	どちらかといえばほかのところとちゃんと整理されているものは整理されていてその体系に持って基づくんですっていう超過に例えば消火に関しては、審査基準通りの設計を変えません。
0:19:58	であるとか、限定するということについても他のところと、そんなに書かは変わらないわけですね。審査基準引っ張ってる以上に於いては、
0:20:12	なのでそのところをよくちょっと勘案してですね、
0:20:19	何を語るべきなのかっていうのをちょっと御検討いただいた方が私としてはいいのではないかと考えますと言ってる意味わかりますかね。
0:20:31	はい。関西おし沼でございます。すでに先行して審査された内容でどこは担保されて今回バックフィットを踏まえて、変わるべきところはここで、そこについて、今設計の目標の設定なり、その前段として保安水準の定義っていうところで展開してますので、
0:20:50	前欄まで担保は取られているところはそこはきちんとへと担保がとれているので、そういうないということですね、整理してお伝えできるようにしていく必要があるというふうに今認識をしております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:21:07	はい、わかりました。
0:21:11	とりあえず、
0:21:12	そういうことでお願いします
0:21:16	もうしない。
0:21:19	ちょっとそうですねそれで整理をしてやっぱり何もやっぱり月と議論し技術的 2 月と議論をしなきゃいけないのかっていうのがまたちょっと絞り込めてないの かなっていう意味で申し上げてますので、ただやっぱり、このことをつままない 上この言葉の説明責任を果たさないといけないっていう意味で、
0:21:38	展開してくださいという意味ですけども、そこ事細かに書いていくっていう意 味ではなくて既存のものを整理して、その中で何を月と語らなきゃいけないの かっていうのをちゃんと整理をしてくださいということでお願いします。この点に ついては以上です。
0:21:54	それで次なんですけれども、それでこれに関連してなんですけれども。そうす るとその二つ目の矢羽に関しては、ちょっとどこまで月が説明するのかなって いうのはちょっとその整理が終わった上で説明する必要があるのかないのか っていうところで、
0:22:14	出てくると思いますので、
0:22:19	そういう事の軽重としてはこれよりか低いという私は理解でいます。
0:22:26	それから、
0:22:28	あともう一つやはり限定するということをどう考えてるのかっていうのを、こうい った
0:22:41	ていう限定するというのはやはり最終的に物が壊れないところを、
0:22:47	求めようと関西電力はしているのかちょっとそのところの事実関係をちょっと 確認させてください。
0:23:01	関西電力ヨシザワでございます系統火災の影響軽減系統というこれについま しては、
0:23:11	また、機能喪失というところを念頭に今考えてるんですけども、あのエリアBエ リアでその辺いろんなように具体化して考えているかっていうことを明確にとい うところで、
0:23:28	今の記載であるとどちらの影響を早期感知とか、ちょっと曖昧な表現になって いて、こちらでいくとしているのはにつきましては、エリア内の火災防護上重要 な機器等の機能喪失の局所化すると。
0:23:45	いうことを念頭に考えてまして、Bエリアにつきましては、いろいろ内の機器の 火災がエリア外に拡大して、管理区域から放射性物質が漏れいすることを防 止すると。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:01	いうそういう意味での早期感知というところを念頭に考えてるところです。
0:24:11	火災の影響現行限定という。その意味合いが安全停止と放射性物質貯蔵閉じ込めでちょっとその意味合いがちょっと間違ってくると。
0:24:28	いうところで、
0:24:31	我々は設計目標を考えているところです。
0:24:35	すいません火災室のモリヤです。ちょっと考え方の整理、今御説明の中でも、中でもですね機能喪失を防ぐっていう単語と火災の影響を局所化するっていう二つの単語があって、
0:24:50	で、後者のほうは、具体の目標状態を定めないできるだけ頑張るっていうぐらいのイメージです。だと思んですけど、前者だと具体の目標を定めるということになっててそこを多分どっちをこの限定するっていう単語の目的で使ってるのかによって、
0:25:09	こちらのもう審査の状態変わりますので、今回整理するにあたってはですね、そういったことは所どころっていうか、どういうことを限定するということを目標にするのかっていうのは整理していただきたいなというふうに思います。
0:25:26	それと、どちらがいいと今申し訳ございませんけれども、それから関西電力として、その状態を目標とするのか、そのできるだけ頑張りますって事を目標にするのかその辺はちょっとしっかりと今回限定するという単語を整備する中で検討していただきたいと思います。よろしく願いいたします。
0:25:46	はい、関西電力ヨシザワでございます。承知いたしました。
0:25:59	関西電力のウシジマでございます。ただいまのモリヤ様からのサジェスションといいますか。こう見てどこまでの範囲というところのお話があるんですけども、基本的な考え方としてですね。
0:26:14	例えば私たちがベター面等で設計上ですね、基金に対する機能の影響を限定するというのはベター面等の設計としては当然のこととしてあるのですが、ここはあの基準要求としてのですね。
0:26:31	その影響を限定してところをどう見るかという話でもあるかとは理解しております。それだけ多分一つの例としてですね、これがいい悪いというのはあるんですけど例えば安全停止を有する機能の機器のポンプなり、胎便なりというところの機能がですね、喪失するということ。
0:26:51	は、許すのか許容できるのかできないのかというようなところも多分そういったところがこの議論のときにですねイメージ論争としてはあるのかと理解しております。ベターネットの設計としてはそれがないように、早期に感知して消火対応することで、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:09	局所的極小化するという言葉を先ほど吉沢も申しておるのですが、感知消火の断面にですね、現実的に火災があったとして、そのエリアの中で、絶対にその部屋のエリアの中にあるポンプなり弁がですね、絶対に機能喪失しないと。
0:27:27	いう設計というのはなく、これは成り立たないとは思ってまして、なにがしか機能の影響を受けることはあり得ると思っております。その上で、そういうを別途ほかのエリアにもあるところまで火災がどんだん伝播して行って、ほかの機能も含めて、
0:27:45	その機能が失っていくことが重畳していくということがないようにという意味合いがですね、今回エリア内と入谷外というところでちょっと差別化というか、切れ目を入れたところの線引ではございますので、先ほどヨシザワがちょっと差別化して申し上げたAとBの差別化はですね。
0:28:05	平和安全停止の機能のやっぱ失われるかを失われないかということなので、例えば安全機器等ということで見た場合にある伝送聞いた2あるポンプのケーブルなりがですね、火災で燃えたとしてもそれは機能喪失になると思っております。
0:28:22	そういうことはあり得ると思っております建屋Bのほうですね、dの放射性物質の貯蔵機能っていうのは、ケーブルが燃えたから機能喪失するという話とはちょっとまた次元といいますか、あのレベルの違う話だと思っております。
0:28:37	とタンクがそういった放射性物質を内方とか閉じ込めているとした場合にそれがそのエリアの外にまで出て行くようなことに繋がるのか、また、ひいては先ほど火災区域というか、終局的なところですね。
0:28:54	のところで軽快放出にまで至らないかというところの返済も申し上げたんですが、ちょっとその絵と想定する機能喪失ということなんですね、イメージがAとBでは異なるところがありましたので、先ほどヨシザワのほうでも差別化して、
0:29:11	イメージ提示をさせていただいたというところではあります。
0:29:15	すみません、ちょっとそういったところもありましたので、人によってですね、想定する火災のイメージも断ればやられるダメージのイメージも異なるので、ちょっと基準の解釈としてとこ振れ幅が出るかもしれないなと気になりましたのであえて申し上げさせていただきました。
0:29:33	以上です。
0:29:43	。
0:29:44	はい、規制庁の関です。本今おっしゃったことを資料にきちんと落として整理して、
0:29:54	するっていうのが多分議論もスタートかなと思って聞きましたので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:03	資料に落としてみてください。はい。その中で先ほど森が言った状態であるとか、状態Eなのかどこを目指してるのかっていうところやはり
0:30:15	話をしてくってということだと私は考えてます。
0:30:19	以上です。
0:30:23	はい。関西ウシジマでございます。こちらが今説明したような内容のことですね、資料に落としてみて、その論点ポイントがですね、イメージされているものと合致するかどうかということですね。また、あのやりとりさせていただければと思います。まずは資料 2-とします。
0:30:44	とかさ室モリヤでございます。今の事資料に落とすときに
0:30:51	慎重にやっていただきたいところが 1ヶ所がございますがこの目標として定めたと書いていただいての感知消火の部分についてのお書きぶりになっておりますけれども今回議論したいのは特に感知に関することなので感知でどこまで求めるかっていうことも念頭に置いて、
0:31:10	まとめていただければと思います以上です。
0:31:17	関西お尻まででございます。はい。先ほど来私もともとすればですね、評価の観点でやるとか、後ろの影響軽減も含めたようなやりとりを追設してしまうところがありましたので、今回の申請の主たるところである感知のところを主眼にまとめさせて書き起こさせていただきたいと思います。承知いたしました。
0:31:41	。
0:31:42	規制庁のイワノですと、ちょっとすいません確認、スズキさん御セキ超えていますでしょうか。
0:31:49	鈴木です。聞こえてます。はい、ありがとうございます。ではですね、
0:31:56	すみません、次のページお願いします。
0:32:01	すいませんちょっと私から 1点確認なんですけど。
0:32:05	多分二つⅡ、
0:32:09	二つ目の矢羽のところの関連の話かもしれないんですけど、12 ページの矢羽の三つ目のなお書きのところの話なんですけど、前回のヒアリングで、これちょっと確認なんですけど、過去の申請においてあるかもしれないのでちょっと整備しますみたいな話を聞いていたんですけど。
0:32:29	こういう、ここのなお書きの内容は、加工では特に何も一切触れられてない。皆さんの説明されてないってことでよろしいですか。それとまだ整理中のところがあるっていう認識なんです。
0:32:49	関西ウシジマでございます。事実関係から申し上げますと整理中でございます。あと一つはですね、スズキ様から御指摘いただいた点は伺って私も懸念するところ最もというふうに確認を思いましたので、その点も含めてですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:07	過去の経緯や規制で既設の工認とかですね、そういったところできちんと何が申請書に審査いただいているかというところはちょっと整理を進めたいと思っておりますので、ちょっとこちらでもですね、介護終わった後にちょっと議論をしておったんですが、
0:33:25	補助建屋のヨウ素フィルターの担保というところですね、そこについてはモニターモニターの動作でファンが停まるからとか、そういったこともちょっとこちらの中では議論に上ってまして、その辺りこういったことを書くときにはその辺り踏まえて、きちんと適正化しないといけないなど。
0:33:44	そのように理解をしております。以上です。
0:33:50	規制庁の今野です。承知しました。以前、すでに前の申請で確認説明して確認してもらっていることについて、また何かしら説明してもらう。また何かしら改めて説明してもらってということが必要だというふうには考えてませんので、
0:34:08	過去やったことであれば、骨格やってやってこの申請で確認しているということがわかるようにしていただければ効率的に進むのかなと考えております。当等、少々お待ちください。
0:34:26	はい。
0:34:27	規制庁の伊ワノです。すいませんスズキさん、今きていただいたばかりのところ恐縮なんですけれども、今こちらで事務局側では特に他にはありませんで、何か気づきの点あればお願いします。
0:34:45	規制庁鈴木です。
0:34:48	今日、二つ目のところで、資料 1-2 の後ろのほうで被ばくの話が
0:34:58	書かれていたんですね事内容説明してもらったんですけど、あそこのお話は、
0:35:05	伊ワノさんのほうで更新統勝ってるかどうかというところは、
0:35:10	今後確認していくということは伝えたということでもいいですか。
0:35:26	規制庁の伊ワノです。すいませんちょっと漏れておりました。
0:35:31	今回の資料の 1-2 のところの
0:35:37	そうですね、火災防護審査基準通りに火災感知器等を四つのエリアに設置する場合の作業の計画の方針の作業計画の設計立案方針であるとかそういったところについては、
0:35:55	ちょっと引き続き確認させていただいて論点があれば、ヒアリング等でまずは事実関係させていただきたいと思っております。以上になります。
0:36:06	規制庁鈴木です。ちょっとだけ付け加えておくと。
0:36:10	資料見た感じだと、
0:36:13	資料 1-2-20 ページだとはちょっと今資料開けてないので、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:19	ページが正しいかがわかんないですけど、作業計画立てるときに、こういったことを考慮してやりますっていうのがまとめられていたものがあるんですけど、あの中見てると、個人線量とにかく抑え込めるように作業計画を立てるんです。
0:36:37	ていうふうに言っているんですけど、その後ろのほうの 5060 ページぐらいでしたっけ、銀行出されているところの
0:36:50	その評価内容を見ていると 1 人でこここれや何時間何日間やるので、結果的に個人線量が基準調和回っちゃうのでバツですっていうのが、
0:37:04	56 号と五、六ページ辺りところに、グレーハッチングでバツで書いてあるところがあるんですけどそれだとなんかはさ作業計画と違うんじゃないかなっていうふうに若干疑問があつてですね、そういったところをちょっと確認させてもらいたいなっていう
0:37:22	ことでそれはその辺は事実確認だけですので、今後のヒアリングのほうでお話を聞ければと思ってます。私から以上です。
0:37:33	はい。
0:37:37	。
0:37:40	ちょっとお待ちください。
0:37:45	。
0:37:47	規制庁の関です。一応あたし時伝えたいことは媒体申し上げましたけれどもその上で、コメントの
0:37:58	定住という意味で何か確認されたことあれば受けとめなり発言いただければと思いますが、お願いします。
0:38:18	非常に解釈。
0:38:24	関西ウシジマでございます。これはすみません確認でございます。
0:38:32	今回ですね、放射性物質の貯蔵機能に関するところの説明をさせていただいて充填できるお話ヒアリングの中でもですね、スズキ様より記述に入れることにかんがみて、どう考えるのかというご質問いただきながら、口頭でのやりとりはあるのかなってございました。
0:38:52	今回会合の中でですね、モリヤ様より、ジュシの入っているところについては、放射性物質の内蔵ということでこちらもしておるんですけども、貯蔵する機能であると解釈するとおっしゃられた点についてですね。
0:39:09	これ再稼働の人民家の際のですね、生理学できていた話と、少しスズキが異なるやりとりになっているのかというところが気にかかりましたので、すみません、この点確認させてください。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:27	モリヤですけれども、今回金属製の容器使ってますけれども例えばその容器の可燃性のものを使われてかなりによりを容器が壊れてもそれは問題ないということによろしかったんですか。
0:39:45	規制庁スズキですねちょっとモリヤさんのところのお話は何か比較論的な感じがするので、
0:39:52	金属であるのは変わりなくて、当然それは発生火災の発生防止として、
0:39:58	関西電力としては新規選定にちゃんと説明されていると思っているので、私が
0:40:04	ヒアリングの場で聞いたのは刈羽そういった
0:40:08	容器が金属製壊れなかったとしてもそれがあつたためられることによってどつ系統のどこから漏れ出ちゃうとかそういうのも、
0:40:17	時んじゃないかなあという。
0:40:19	思いですね、その辺はしっかりその先ほどの資料1-1-12ページの4ポツの三つ目の矢羽のなお書きのところですね、あそこに落ちるのかなっていうふうに思っていたんですけども、
0:40:36	その一方ですいませんモリヤ必要の話をちょっと遮ちやって申し訳ないんですけど、
0:40:43	ヒアリングの場で新規の許可のまとめ資料でその説明がありますということで、資料出していただいたのを読ましてもらったんですけど、やっぱり明確にそこが落ちる理由だとか、
0:41:00	そこを入れなくていい理由だとか、或いはその判断基準みたいなものが特段書かれていなかったの、改めて確認をしたEという思い入れでそこが合理的な何か説明映画特段なければ、
0:41:18	守る側のほうに落とし込んでしまってもいいんじゃないのかなっていうふうなことでは一応我々は審査会合の場で入れるべきじゃないのかっていう話をさせてもらったというつもりでいます。モリヤさんそういうことでいいですよ。
0:41:36	モリヤです。続きあり、申し訳ないですそういう趣旨でございます。
0:41:46	はい。関西お尻までございます。そちらの皆様の中でもですね、そういったこちらの説明の足らずの点も踏まえてですね、意図するところがあつておっしゃられたという点は理解をいたしました。私どものまとめ資料のですね、そういったところの放射性物質の貯蔵する機能の専権
0:42:06	ちょっと考え方、これがはっきりとか書いてないに等しくて、いきなり系統図が出てきて説明資料の中ではですね、その抽出した結果をリストとしてあるというてであるということはその通りでございますので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:22	考え方が明示されてないので当たり程度の形でないのか判断ができないという御指摘かと理解しております。考え方としては基準解釈の時にですね、もともとあのえっと、原子炉の安定の火災によって例えば外乱とか発生したり、
0:42:41	そういった時の安全停止っていうものがきちっとしていればですね、RCSのバウンダリとか、そういったものに繋がっているところっていうのはきちんと政府な状態が維持されて、そういった状態が維持されない。それとは独立した。
0:42:57	放射性物質の貯蔵しているシステムをですね。ピックアップしようという意図で気体液体固体廃棄物SFピットといったものを抽出したというのが過去の考え方ではあります。これは先行する他電力さんとか、
0:43:15	弊社は等後続の電力さんもですね、同じ考え方でそこはちょっと抽出したのですが、明確な基本としてですね、提示したものがないっていうのはおっしゃる通りなんで、ちょっと今お示したようなところがですね、それが今の観点で見えて、
0:43:33	十分か不十分かというところ懸念があるということと承知をいたしました。またヒアリングの中でも説明はさせていただければと思います。
0:43:46	規制庁鈴木です。今お話ししていただいたことっていうのはですね地域性の家財審査基準が改めて作られて、
0:43:58	それで、新規の審査の時にそういうふうには検討されたというところは当然、全然別に構わないと思ってるんですけども、実は今説明された内容っていうのはですね、旧安全委員会のやはり安全機能の重要度分類の
0:44:17	分類分けの時にした議論と全く何も変わらないんですよ。
0:44:22	で、安全機能の重要度分類のところPPSとして上げるものこれが壊れたら敷地外のほう生物の放出がかなり大きいよねっていうような観点で、それがどうなのか、ローンプロじゃないけど炉周りで蓄積しているところなのかある。
0:44:42	岩廃棄物系なのかっていうような観点でレベルワンツースリーみたいな形で上げていってそれは蓄積量とやはり外に出てくる。
0:44:53	画面の障壁がどのぐらいあるかっていうところで、当然MSも含めて議論されているとされていて、しその話は、今回の火災審査基準新規性で改めて作られた火災審査基準と関係ないですよっていう、
0:45:13	ことは、実は字づら上何も書いてないけど全く関係ないと私は思っていないでですねそれは私の思いだけなのか、新規静的その関係ないっていうふうには明確に認識しているのかその辺はちょっとわからないので、
0:45:29	改めて審査機新規性基準の審査の時の話っていうのでそういったことも含めて少し説明をしていただければなというふうに思います。私から以上です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:45:44	はい、スズキ様ありがとうございます重ね福島でございますか、原案一級原因の重要度分類指針の考え方ですね、設定計のところも御説明いただきありがとうございます。おっしゃる通り記述だったりイベント李の大きいもの、
0:45:59	イベントの小さな村PSⅢということですね、そういった整理学で成り立っているというのはこちら承知してまして、今選定するときにもそれが頭の中にあるながら、そういったことをして作業したというのがあります、それが書き物として審査の中で出たものが、
0:46:16	なかったものですから、その説明が不足したというふうに今ちょっと考えております。はい。またこれはちょっとすみません、今後も説明できるところ充実できるかと思えます。以上です。引き続きお願いします。
0:46:34	規制庁のイワノです。その他に関西電力の方から何かなければですね、スケジュールの関係に移りたいと思うんですけどいかがでしょうか。
0:46:47	はい、掲げる原子力事業本部でございます。コメントを弊社のほうからは特にございませぬ。
0:46:55	はい。
0:46:56	手付 16 孔をよろしく申し上げます。規制庁のイワノです。承知いたしました。それではですね今日審査会合出たコメント等々を反映させた資料っていうのがどれくらい用意できるのかっていう目安とかありますでしょうか。
0:48:01	はい、関西電力原子力事業本部です。
0:48:04	資料をですね、記載に関わる場所ですとか、修正させていただいて、
0:48:11	1 週間後、
0:48:14	くらいに提出させていただきまして、そのあと確認していただいた後にヒアリングをさせていただきたいというふうにスケジュールとしては考えてございます。
0:48:29	規制庁のイワノです。そっちの値立て枠が 9 月のみほかぐらいまでに 9 月 3 日の金曜日ですかね、までにいただけるというふうに認識いたしました。それでよろしければ、そのように進めさせていただきたいと思えます。いかがでしょうか。
0:48:50	はい、スケジュールに関しまして承知いたしました。ありがとうございます。
0:48:56	はい。それでは、すみません。
0:49:02	じゃあ、最後に、全体まとめてスズキさんから何かありますでしょうか。
0:49:06	一応、
0:49:08	規制庁鈴木です。今の 9 月 3 日金曜日の件なんですけれども、
0:49:16	もし可能であれば、
0:49:19	23 時ぐらいまでに

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:22	いただくってことは可能でしょうか、ちょっとこちらのスケジュール的な観点で、そこ逃してその次の週から読み始めると、ちょっとヒアリングが延びてしまう可能性があるのですが、そこでちょっと確認してください。
0:49:40	はい、ばかりの原子力事業本部でございます。金曜日ですね、ここにはお渡しできるように、こちらのほうで準備調整進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。規制庁スズキですありがとうございます
0:49:57	最終仕上がりのものでなくても構いませんので、その辺で一度いただければと思います。よろしく願いします。それ以外は特に私からはません。以上です。
0:50:10	規制庁の伊ワノです。それではハタケヤマさん全体通して何かありますでしょうか。
0:50:26	すみませんもう一度言いますね。ハタケヤマさん全体通して何かありますでしょうか。
0:50:40	規制庁の伊ワノです。特A棟また庁内のほうがこちらで確認いたしますのでこれで
0:50:50	あと、すみません積算最後をお願いします。はい、規制庁の関する一応そういうことをお願いしますんでも指摘事項についてはもうもそのことのPごめんなさい、労務の話もある程度共通認識はとれたと思っておりますので、
0:51:06	整理の
0:51:09	やはり最初のところで何を語るべきかっていうのをちゃんと整理していただいて、その上で、
0:51:17	きちんと説明しなきゃいけないことを私としては設計方針のところの整理と感知器の感知性能に関わる場所についてはしっかり説明していただくということ。
0:51:30	あと他の部分についてはその関連系になりますのでどういうふうに語るべきなのかっていうのは、よく考えて、CDのほうお願いいたしますはつつも、これについては回答求めませんよろしく願いします。以上です。
0:51:47	規制庁の今野です。それでは本日のラップアップを終わりたいと思っております。すみません。関西電力の方から全体通して最後に何かありますでしょうか。
0:51:58	はい、関さウシジマでございます。ありがとうございました。大変よく理解できましたので、資料への反映と検討を進めて参ります。ありがとうございました。
0:52:08	はい。
0:52:09	規制庁のような是正ありがとうございます。それでは本日のラックアポを終了したいと思います。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。